

# 秋田県公報

## 目次

訓令  
 ○秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令(五・人事課)……………1

## 訓 令

### 秋田県訓令第五号

庁中一般  
各地方機関

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「別表第四衛生科学研究所の項」を「別表第四農林水産技術センターの項」に改める。

第四条第二項中「県立大学、衛生科学研究所、総合食品研究所」を「農林水産技術センター」に、「衛生看護学院及び総合生活文化会館」を「及び衛生看護学院」に改める。

第七条の二第二項中「事項」の下に「(審査員、政策監、防災監、将来構想推進監、県民総参加推進監、障害者スポーツ大会推進監、研究推進監、IT改革推進監、社会保障対策監、事業調整監、技術管理監、流域防災監又は財産管理監(以下「審査員等」という。)が担当する事務に係るものを除く。)」を加え、「課長又は室長」を「当該班長が室に置かれる班の班長である場合にあっては室長(当該室長が不在のときは、

課長)が、それ以外の場合にあっては課長」に改め、同条第二項中「(課に置かれるものに限る。)」を削り、「事項」の下に「(審査員等が担当する事務に係るものに限る。)」を加え、「及び課長」及び「ともに」を削り、「部長」を「当該審査員等が決裁するものとし、当該班長及び審査員等がともに不在のときは、当該班長が室に置かれる班の班長である場合にあっては室長(当該室長が不在のときは、課長)が、それ以外の場合にあっては課長」に改め、同条第三項中「本庁の班長(室に置かれるものに限る。)」を「前二項の規定により本庁の班長」に、「について、当該班長及び室長がともに」を「を課長が決裁するものとされる場合において、当該課長」に、「課長(当該課長)」を「当該事項が局長が主管する事務に係るものである場合にあっては局長(当該局長)に改め、「部長」の下に「が、それ以外の場合にあっては部長」を加え、同条第四項及び第五項を削る。

第七条の三第一項中「(県立大学の事務局にあっては、課又は室。以下この項において同じ。)」を削り、「次項に規定する」を「地域振興局の部の課又は室に置かれる」に改め、「事項」の下に「(病院改革推進監の担当する事務に係るものを除く。)」を加え、「場合」を「とき」に改め、「(県立大学の事務局にあっては、事務局長)」を削り、同条第二項中「の部」の下に「(総務企画部及び県税部に限る。)」を、「室に置かれる班の班長の専決する事項」の下に「(地域振興監が担当する事務に係るものを除く。)」を加え、「決裁するものとし、当該班長及び課又は室の長がともに不在の場合は、当該部の長(当該部の長が不在のときは、地域振興局長)が」を削り、同項後段を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第三項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3 地域振興局総務企画部の課に置かれる班の班長の専決する事項(地域振興監が担当する事務に係るものに限る。))について、当該班長が不在のときは、当該課の長が決裁するものとする。

4 地域振興局の部(総務企画部及び県税部を除く。)の課に置かれる班の班長の専決する事項について、当該班長が不在のときは、当該課の長が決裁するものとし、当該班長及び課の長がともに不在のときは、当該部の次長が決裁するものとする。

5 第二項の規定により地域振興局の部の課若しくは室の長が決裁するものとされる場合において当該課若しくは室の長が不在のときは、第三項の規定により地域振興監が決裁するものとされる場合において当該地域振興監が不在のときは又は前項の規定により地域振興局の部の次長が決裁するものとされる場合において当該次長が不在のときは、当該部の長(当該部の長が不在のときは、地域振興局長)が決裁するものとする。

6 リハビリテーション・精神医療センターの事務部に置かれる班の班長の専決する

事項（病院改革推進監の担当する事務に係るものに限る。）について、当該班長が不在のときは、当該病院改革推進監が決裁するものとし、当該班長及び病院改革推進監がともに不在のときは、事務部長（当該事務部長が不在のときは、リハビリテーション・精神医療センター所長）が決裁するものとする。

第十条第一項の表本庁の項第四号中

当該事務を 主管する課 長	当該事務を 所掌する班 の班長	
---------------------	-----------------------	--

を

大会総務課 長	県民総参加 推進監又は 障害者スポ ーツ大会推 進監	当該事務を 所掌する班 の班長
施設調整課 長又は競技 式典課長	当該事務を 所掌する班 の班長	

に改め、同項第五号及び第六号を次

のように改める。

五 考查員等を置かない 課の課長及び室の室長	当該事務を 所掌する班 の班長			
六 考查員等を置く課の 課長及び室の室長	当該事務を 担当する考 査員等	当該事務を 所掌する班 の班長		
	当該事務を 所掌する班 の班長			

第十条第一項の表本庁の項第七号から第十八号までを削り、同表地方機関の項第一

号（）中「を置く地方機関にあつては、次長」を「、副館長、副校長又は副所長（以下この号において「次長等」という。）を置く地方機関にあつては、次長等」に、「の次長」を「の次長等」に、「次長」を「次長等」に改め、同号（）中「次長」を「次長等」に改め、同項第二号中「第十二号」を「第九号」に改め、同項第三号から第六号までを次のように改める。

三 地域振興 局	地域振興局 長	総務企画部 長	地域振興監	当該事務を 主管する課 長	別表第五 に定める 事項以外 の事項に あつて は、当該 事務を所 掌する班 の班長
		県税部長	大館地区総 合事務所長	当該事務を 主管する課 長	別表第五に 定める事項 以外の事項 にあつて は、当該事 務を所掌す る班の班長
			当該事務を 所掌する班 の班長		

	長 総務企画部				
当該事務を 主管する課	地域振興監			福祉環境部 長、農林部 長又は建設 部長	
当該事務を 所掌する班	当該事務を 主管する課 長			当該事務を 主管する次 長	
	当該事務を 所掌する班 の班長		八郎潟基幹 施設管理事 務所長、仙 北平野農村 整備事務所 長又はダム 管理事務所 長	当該事務を 主管する課 長	
		当該事務 を所掌す る出張所 長	当該事務 を所掌す る班の班 長(班を 置かない 場合にあ つては、 地域振興 局長があ らかじめ 指定する 職員)	別表第五 に定める 事項以外 の事項に あつて は、当該 事務を所 掌する班 の班長	

課長			福祉環境部 長、農林部 長及び建設 部長	県税部長		
当該事務を 所掌する班 の班長			当該事務を 主管する次 長	当該事務を 主管する課 長	大館地区総 合事務所長	長又は出納 室長
			八郎潟基幹 施設管理事 務所長、仙 北平野農村 整備事務所 長又はダム 管理事務所 長	当該事務を 所掌する班 の班長	当該事務を 所掌する班 の班長	の班長
	当該事務を 所掌する出 張所長	当該事務を 所掌する職 員)	当該事務を 所掌する班 の班長(班 を置かない 場合にあつ ては、農林 部長又は建 設部長があ らかじめ指 定する職	当該事務を 所掌する班 の班長		

				四 農林水産 技術センタ			
センター所長 び森林技術 センター所長及 産振興セン ター所長 験場長、水 長、果樹試 農業試験場 管理室長	総合食品研 究所次長	総合食品研 究所次長	企画経営室 の班長	所長 企画経営室 長	事務所長 びダム管理 事務所長 野農村整備 事務所長及 びダム管理 事務所長	大館地区総 合事務所 長、八郎潟 基幹施設管 理事務所 長、仙北平 野農村整備 事務所長及 びダム管理 事務所長	出納室長 班長
	管理室長	管理室長					

				五 産業技術 総合研究セ ンター			
園長 所長	工業技術セ ンター次長 及び高度技 術研究所副 所長	高度技術研 究所次長	工業技術セ ンター所長	所長 総務管理部 長及び経営 企画部長	部長及び分 場長	管理室長、 食品加工研 究所長及び 醸造試験場 長	畜産試験場 長
事務局長又 当該事務を	所長があら かじめ指定 する職員	高度技術研 究所副所長	工業技術セ ンター次長	当該事務を 所掌する班 の班長	部長又は分 場長があら かじめ指定 する職員	当該事務を 所掌する班 の班長	畜産試験場 次長
							管理室長

園	は総看護師 長	所掌する班 の班長		
	事務局長	当該事務を 所掌する班 の班長		
	医長			

第十条第一項の表地方機関の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、

同項第十号中

事務部長	当該事務を 所掌する班 の班長			
------	-----------------------	--	--	--

を

事務部長	病院改革推 進監	当該事務を 所掌する班 の班長		
------	-------------	-----------------------	--	--

に改め、同

号を同項第八号とし、同項第十一号中

事務部長	学院長があ らかじめ指 定する職員
------	-------------------------

を

教務部
-----

長

当該事務を 所掌する班 の班長
-----------------------

に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号を削る。

別表第十五号中「たる委員会及び委員並びに」や「である委員会の委員、監査委員及び」を改め、「附属機関」の次に「(保健医療福祉協議会、結核診査協議会及び感染症診査協議会を除く。)」を加える。

別表第二部長専決事項の欄第十六号中「掲げる職員」の次に「、保健医療福祉協議会、結核診査協議会及び感染症診査協議会の委員」を加え、「教育公務員に準ずる職務に従事する」や「地方機関の」を改め、同欄第十七号中「考査員、政策監」や「考査員等」を改め、「防災監、IT改革推進監、社会保障対策監、水と緑推進監、技術管理監」を削り、「、企業誘致専門監及び流域防災監」や「及び企業誘致専門監」に改め、同表課長・室長専決事項の欄中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表の備考1中、第24号及び第26号から第28号)や「及び第25号から第27号)に改める。

別表第三第一号の表所長専決事項の欄中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

19 特別職の職員で非常勤のもの  
職の決定に関すること。

別表第三第二号の表所長専決事項の欄第十号中、「副所長」を削り、同欄中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

19 特別職の職員で非常勤のもの  
職の決定に関すること。

別表第四地域振興局地域振興局長の項中第十九号を第二十一号とし、第十号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同項第九号中、「大館地区総合事務所長及び仙北平野農村整備事務所長」や「及び地域振興監」を改め、同項第十一号と「同項第八号の次に次の二号を加える。

9 保健医療福祉協議会、結核診査協議会及び感染症診査協議会の委員の任免に関すること。

10 特別職の職員で非常勤のもの  
職の決定に関すること。

別表第四地域振興局総務企画部部長の項第九号中「職員」の次に「(地域振興監を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項第十号中「及び出納室長」や「、出納室長及び大館地区総合事務所長」を改め、同項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表地域振興局県税部長福祉環境部長農林部長建設部長の項第十号中「八郎潟基幹施設管理事務所長」の次に「、仙北平野農村整備事務所長」を加え、同表地域振興局大館地区総合事務所長仙北平野農村整備事務所長の項を削り、同表地域振興局課長出納室長の項の次に次のように加える。

<p>大館地区総合事務所長 仙北平野農村整備事務所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る輕易な照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。</li> <li>2 所掌事務に係る輕易な申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。</li> <li>3 所掌事務に係る特に輕易な決定、認定、承認等に関する事。</li> <li>4 所掌事務に係る特に輕易な指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。</li> <li>5 所掌事務に係る輕易な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。</li> <li>6 所掌事務に係る特に輕易な備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。</li> <li>7 所掌事務に係る輕易な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事。</li> <li>8 所属の班長の出張及び復命に関する事。</li> <li>9 所属の班長の年次休暇に関する事。</li> <li>10 所属の班長の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関する事。</li> <li>11 所属の班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。</li> <li>12 所掌事務に係る前各号に類する事項</li> </ol>
------------------------------------	---

別添録四頁以下各号の項を次のように定める。

<p>農林水産技術センター</p>	<p>所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の配置及び事務分担に関する事。</li> <li>2 所長、企画経営室長、総合食品研究所長、農業試験場長、果樹試験場長、畜産試験場長、水産振興センター所長及び森林技術センター所長（以下農林水産技術センターの項において「所長等」という。）の海外出張及び復命に関する事。</li> <li>3 所長等の出張及び復命に関する事。</li> <li>4 所長等の休暇及び職務免除に関する事。</li> </ol>
-------------------	-----------	---

	<p>企画経営室長</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 所長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。</li> <li>6 所長等の欠勤に関する事。</li> <li>7 所長等の事務引継に関する事。</li> <li>8 所長等の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事。</li> <li>9 農林水産業、食品加工業及び酒類製造業に関する知識及び技術の普及指導等の企画及び総合調整に関する事。</li> <li>10 所掌事務に係る前各号に類する事項</li> <li>11 所掌事務に係る他の専決権者の専決事項に属さない事項</li> </ol>
<p>企画経営室長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。</li> <li>2 所掌事務に係る申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。</li> <li>3 所掌事務に係る決定、認定、承認等に関する事。</li> <li>4 所掌事務に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。</li> <li>5 所掌事務に係る指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。</li> <li>6 所掌事務に係る講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。</li> <li>7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。</li> <li>8 所掌事務に係る事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事。</li> <li>9 所属の職員の海外出張及び復命に関する事。</li> <li>10 所属の主席研究員及び班長の出張及び復命に関する事。</li> </ol>



<p>11 所属の職員の休暇及び職務免除（班長以外の班の職員の年次休暇を除く。）に関する事 12 所属の主任研究員及び班長の時間外勤務、休日勤務及び特殊勤務の命令に関する事 13 所属の主任研究員及び班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事 14 所属の職員の欠勤に関する事 15 所属の職員の事務引継に関する事 16 通勤手当の支給の確認、決定等に関する事 17 所属の職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事 18 特別職の職員で非常勤のものに任免並びに報酬の額及び費用弁償に係る相当職の決定に関する事 19 臨時的任用職員の任免並びに部分休業の承認及び取消しに関する事 20 職員等の旅費に関する条例第41条の規定による旅費の調整に関する事 21 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>	<p>11 所属の職員の休暇及び職務免除（班長以外の班の職員の年次休暇を除く。）に関する事 12 所属の主任研究員及び班長の時間外勤務、休日勤務及び特殊勤務の命令に関する事 13 所属の主任研究員及び班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事 14 所属の職員の欠勤に関する事 15 所属の職員の事務引継に関する事 16 通勤手当の支給の確認、決定等に関する事 17 所属の職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事 18 特別職の職員で非常勤のものに任免並びに報酬の額及び費用弁償に係る相当職の決定に関する事 19 臨時的任用職員の任免並びに部分休業の承認及び取消しに関する事 20 職員等の旅費に関する条例第41条の規定による旅費の調整に関する事 21 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>	<p>総合食品研究所長 農業試験場長 果樹試験場長 畜産試験場長 水産振興センター所長 森林技術センター所長</p>	<p>1 所掌事務に係る重要な照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事 2 所掌事務に係る重要な申請、届出、報告、進達、副申等に関する事 3 所掌事務に係る決定、認定、承認等に関する事 4 所掌事務に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事 5 所掌事務に係る指導、指示、措置、調査、検査等に関する事</p>
<p>17 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>	<p>17 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>	<p>管理室長 食品加工研究所長 醸造試験場長</p>	<p>1 所掌事務に係る軽易な照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事 2 所掌事務に係る軽易な申請、届出、報告、進達、副申等に関する事 3 所掌事務に係る軽易な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事 4 所掌事務に係る軽易な事実の証明及び</p>
<p>6 所掌事務に係る重要な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事 7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事 8 所掌事務に係る重要な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事 9 所属の職員の海外出張及び復命に関する事 10 所属の次長、管理室長、食品加工研究所長、醸造試験場長、主任研究員、部長及び分場長（以下この項において「次長等」という。）の出張及び復命に関する事 11 所属の職員の休暇及び職務免除（分場長以外の分場の職員及び班の職員の年次休暇を除く。）に関する事 12 所属の次長等の時間外勤務、休日勤務及び特殊勤務の命令に関する事 13 所属の次長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事 14 所属の職員の欠勤に関する事 15 所属の職員の事務引継に関する事 16 所属の職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事 17 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>	<p>6 所掌事務に係る重要な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事 7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事 8 所掌事務に係る重要な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事 9 所属の職員の海外出張及び復命に関する事 10 所属の次長、管理室長、食品加工研究所長、醸造試験場長、主任研究員、部長及び分場長（以下この項において「次長等」という。）の出張及び復命に関する事 11 所属の職員の休暇及び職務免除（分場長以外の分場の職員及び班の職員の年次休暇を除く。）に関する事 12 所属の次長等の時間外勤務、休日勤務及び特殊勤務の命令に関する事 13 所属の次長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事 14 所属の職員の欠勤に関する事 15 所属の職員の事務引継に関する事 16 所属の職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事 17 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>	<p>管理室長 食品加工研究所長 醸造試験場長</p>	<p>1 所掌事務に係る軽易な照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事 2 所掌事務に係る軽易な申請、届出、報告、進達、副申等に関する事 3 所掌事務に係る軽易な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事 4 所掌事務に係る軽易な事実の証明及び</p>

	<p>                     9 所掌事務に係る前各号に類する事項                      8 所属の班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事                      7 所属の班長の時間外勤務、休日勤務及び特殊勤務の命令に関する事                      6 所属の班長の年次休暇に関する事                      5 所属の班長の出張及び復命に関する事                      4 所掌事務に係る特に軽易な事実の証明及び贖本、抄本等の交付に関する事。                 </p>
<p>部長 分場長</p>	<p>                     1 所掌事務に係る軽易な照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。                      2 所掌事務に係る軽易な申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。                      3 所掌事務に係る軽易な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。                      4 所掌事務に係る軽易な事実の証明及び贖本、抄本等の交付に関する事。                      5 所属の職員の出張及び復命に関する事。                      6 所属の職員の年次休暇に関する事。                      7 所属の職員の時間外勤務、休日勤務及び特殊勤務の命令に関する事。                      8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。                      9 所掌事務に係る前各号に類する事項                 </p>
<p>班長</p>	<p>                     1 所掌事務に係る特に軽易な照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。                      2 所掌事務に係る特に軽易な申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。                      3 所掌事務に係る特に軽易な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。                 </p>

	<p>                     4 所掌事務に係る特に軽易な事実の証明及び贖本、抄本等の交付に関する事。                      5 所属の職員の出張及び復命に関する事。                      6 所属の職員の年次休暇に関する事。                      7 所属の職員の時間外勤務、休日勤務及び特殊勤務の命令に関する事。                      8 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関する事。                 </p>
--	--

別表第四衛生科学研究所の項及び総合食品研究所の項を記し、回表産業技術総合研究所センター所長の項第二号中「総務企画部長」を「総務管理部長、経営企画部長」に改め、回表産業技術総合研究所センター総務企画部長の項中「総務企画部長」を「総務管理部長」に改め、回表第十号中「職員」の次に「総務管理部長」を加え、回表第十一号中「職務免除」の次に「総務管理部長」を加え、回表第十二号及び第十三号中「職員」の次に「総務管理部長」を加え、回表第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、回号の次に次の一号を加える。

18 特別職の職員で非常勤のものに報酬の額及び費用弁償に係る相当職の決定に関する事。

別表第四産業技術総合研究所センター総務管理部長の項の次に次のように加える。

<p>経営企画部長</p>	<p>                     1 所掌事務に係る照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。                      2 所掌事務に係る申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。                      3 所掌事務に係る決定、認定、承認等に関する事。                      4 所掌事務に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。                      5 所掌事務に係る指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。                      6 所掌事務に係る講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。                      7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。                 </p>
---------------	---



<p>8 所掌事務に係る事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関すること。</p> <p>9 所属の班長の出張及び復命に関すること。</p> <p>10 所属の班長の年次休暇に関すること。</p> <p>11 所属の班長の時間外勤務、休日勤務及び特殊勤務の命令に関すること。</p> <p>12 所属の班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。</p> <p>13 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>
--

別表第四太平洋療育園事務部長の項第十一号中「児童手当の受給資格及び額の認定等」や「特別職の職員で非常勤のもの」の任免並びに報酬の額及び費用弁償に係る相当職の決定」に改め、同表太平洋療育園医事課長職員の項中「総看護師長」を並び、同項の次に次のように加える。

<p>総看護師長</p>	<p>1 所掌事務に係る軽易な照会、回答、通知、依頼、協議等に関すること。</p> <p>2 所掌事務に係る軽易な申請、届出、報告、進達、副申等に関すること。</p> <p>3 所掌事務に係る軽易な講習会、講演会、説明会等の開催に関すること。</p> <p>4 所掌事務に係る軽易な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関すること。</p> <p>5 所属の班長の出張及び復命に関すること。</p> <p>6 所属の班長の年次休暇に関すること。</p> <p>7 所属の班長の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関すること。</p> <p>8 所属の班長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。</p> <p>9 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>
--------------	---

別表第四脳血管研究センター事務部長の項第十一号中「児童手当の受給資格及び額の認定等」や「特別職の職員で非常勤のもの」の任免並びに報酬の額及び費用弁償に係る相当職の決定」に改め、同表リハビリテーション・精神医療センター所長の項第十一号中「及び医療部次長」や「、医療部次長及び病院改革推進監」に改め、同表リハ

ビリテーション・精神医療センター事務部長の項第九号中「の職員」の次に「(病院改革推進監を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

19 特別職の職員で非常勤のもの」の任免並びに報酬の額及び費用弁償に係る相当職の決定に関すること。

別表第四衛生看護学院学院長の項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

19 特別職の職員で非常勤のもの」の任免並びに報酬の額及び費用弁償に係る相当職の決定に関すること。

別表第四衛生看護学院教務部長の項第五号から第八号までの規定中「職員」や「班長」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>班長</p>	<p>1 所掌事務に係る特に軽易な照会、回答、通知、依頼、協議等に関すること。</p> <p>2 所掌事務に係る特に軽易な申請、届出、報告、進達、副申等に関すること。</p> <p>3 所掌事務に係る特に軽易な講習会、講演会、説明会等の開催に関すること。</p> <p>4 所掌事務に係る特に軽易な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関すること。</p> <p>5 所属の職員の出張及び復命に関すること。</p> <p>6 所属の職員」の年次休暇に関すること。</p> <p>7 所属の職員」の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関すること。</p> <p>8 所属の職員」の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。</p>
-----------	--

別表第四総合生活文化会館の項を削る。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。
  - (秋田県労働委員会事務局処務規程の一部改正)  
秋田県労働委員会事務局処務規程(昭和三十年秋田県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。
- 第六條第三項中「第二項」を「第三項」に改める。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十七年九月三十日(号外第七号)掲載秋田県訓令第十九号(秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令)

(原稿誤り)

六ページ上段終りから八行目は次のとおりの誤り。

別表第五総合生活文化会館館長の項第十号中「第14号」を「第15号」に改め、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「~~并~~並條條の器器本本に用用申申出出」、「及び」及び「~~及~~並條條申申出出」を削り、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsubara-ns.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

